

第2次八尾市子ども読書活動推進計画

令和3年（2021年）3月
八尾市

目次

はじめに

第1章 国・大阪府の動向	1
1 国の動向	1
2 大阪府の動向	1
第2章 これまでの取組による成果と課題	2
1 図書館での取組	2
2 学校での取組	2
3 就学前施設（認定こども園・保育所（園）・幼稚園）・青少年会館等での取組 ..	3
4 連携による読書活動の推進	3
5 読書活動の状況	4
第3章 第2次子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	10
1 計画の位置付け	10
2 基本方針	10
3 計画の対象	10
4 計画の期間	11
5 計画の目標	11
6 計画の体系	12
第4章 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	14
1 乳幼児期における読書活動の推進	14
2 小学生期における読書活動の推進	14
3 中学生・高校生期における読書活動の推進	15
4 特別な支援を必要とする子どもに対する読書活動の推進	15
第5章 子どもを取り巻く読書環境の整備	16
1 家庭の役割	16
2 地域の役割	16
3 就学前施設（認定こども園・保育所（園）・幼稚園）の役割	17
4 学校の役割	17
5 市立図書館の役割	18
第6章 子ども読書活動に関わる人材育成と団体との連携	19

資料

（資料1）子どもの読書活動の推進に関する法律

（資料2）「子どもアンケート」集計結果

（資料3）「保護者アンケート」集計結果

（資料4）八尾市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかし、近年、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは子どもの読書活動にも大きな影響を与えている可能性があります。

そういった中で、本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定により、子どもの読書活動の意義と本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示し、すべての子どもが、あらゆる機会あらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校等を通じて多くの方々と連携し、積極的に子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

具体的には、乳児とその保護者がゆっくりと向き合い、心触れ合うひとときをもつきっかけづくりのためのえほんデビュー事業の実施、学校では子どもの読書週間を定着させるための朝の読書時間の設定、図書館では読書活動ボランティアとの連携による読み聞かせや手づくり遊びなどを行うおはなし会の開催など、子どもと本とを結びつける様々な取組を進めてきました。

本市では、平成16年（2004年）に「八尾市子ども読書活動推進計画」、平成23年（2011年）に「八尾市第2次図書館サービス計画」を策定しましたが、その後、社会情勢等も大きく変わってきており、読書離れが顕著になる子どもについて、読書環境を整えるため、家庭、地域、就学前施設、学校、図書館等が連携する中で環境を整えていく必要があります。これまで取り組んできた読書活動推進のための取組をさらに実効性のあるものにするため、「第2次八尾市子ども読書活動推進計画」を策定するとともに、これまでの成果や課題を検証し、今後のさらなる推進に向けた取組を進めてまいります。

令和3年（2021年）3月

第1章 国・大阪府の動向

国は、子どもの読書の重要性を考え、平成12年（2000年）を「子ども読書年」と定め、平成13年（2001年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。そして、この法律に基づき、平成14年（2002年）8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成20年（2008年）3月に第二次、平成25年（2013年）5月に第三次、平成30年（2018年）4月に第四次を策定しています。第四次の計画においては、「読書習慣の形成に向けて発達段階ごとの効果的な取組を推進」することや「友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実」させること等が盛り込まれています。

また、大阪府では、国の動向を受けて、平成15年（2003年）1月に「大阪府子ども読書活動推進計画」を策定し、平成23年（2011年）3月に第2次、平成28年（2016年）3月には第3次を策定しています。第3次の基本方針として「発達段階や生活の場に応じて本と親しむことにより、全ての子どもが読書の楽しさと大切さを知り、自主的に読書活動を行うことができる環境整備に大阪全体で取り組む」こととしています。

1 国の動向

- 平成13年（2001年）12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定
- 平成14年（2002年）8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- 平成17年（2005年）7月「文字・活字文化振興法」制定
- 平成20年（2008年）3月「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- 平成25年（2013年）5月「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- 平成30年（2018年）4月「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定

2 大阪府の動向

- 平成15年（2003年）1月「大阪府子ども読書活動推進計画」策定
- 平成23年（2011年）3月「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」策定
- 平成28年（2016年）3月「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」策定

第2章 これまでの取組による成果と課題

本市では、平成16年（2004年）に「八尾市子ども読書活動推進計画」、平成23年（2011年）に「八尾市第2次図書館サービス計画」を策定し、本市における子ども読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すとともに、次の取組を行い、その成果と課題が明らかになりました。

1 図書館での取組

市立図書館では、子ども向けの本を豊富に用意し、子どもたちがくつろぎながら、好きなときに好きなだけ本と過ごせるような場を提供するとともに、子どもたちと本との出会いの機会としておはなし会などを実施しました。また、子どもと本を近づける取組の一環として、小学生の社会見学や中学生の職業体験の受入を実施しました。さらに、子どもの読書活動の周知、啓発のため、講座や講演会等を開催しました。

平成26年（2014年）の八尾図書館移転時に読書通帳を導入し、子どもたちの読書活動の推進につなげるとともに、電子資料の利用環境としては、インターネット閲覧環境の整備や商用データベースの導入などを行いました。

図書館の継続利用は、子どもたちに読書の楽しさを伝え、考える力を育み、それが生きる力になり、移動図書館はそのきっかけを作り、強く後押しすることができるものであることから、図書館から離れた地域について、龍華図書館が開館し4館体制になった後も、ルートや頻度を工夫して全域での利用促進に貢献できるよう取り組んできました。

しかし、若者を中心とした活字離れや読書離れが進んでいることから、今後は、若者が読みたいと思う魅力的な本と出合う機会を拡大するなど、図書館の利用促進を図ることが課題となります。また、図書館サービスを適切に提供するために、司書のさらなる資質、技能の向上に努めることも必要となります。

2 学校での取組

学校は、子どもの読書活動を推進するための重要な拠点となります。これまで、各学校段階において、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会の確保に努めました。あわせて、小中学校に学校図書館サポーターを配置するとともに、市立図書館との連携により、学校図書館サポーターを対象とする研修等を実施しました。

また、学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることが示されています。具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。

3 就学前施設（認定こども園・保育所（園）・幼稚園）・青少年会館等での取組

子どもの読書活動は図書館や学校に限らず、子どもの生活に密着した市内の各施設で、さまざまな機会を通じて子どもの読書活動を推進することが重要です。これまで、市内の就学前施設や青少年会館等において、絵本や物語に親しむための取組を実施しました。また、保健センターにおいても、4か月児健康診査を受診に来た乳児とその保護者に対し、絵本の読み聞かせを行うとともに、乳児が絵本を楽しむきっかけを提供するために絵本とパンフレットの配布（えほんデビュー事業）を実施しました。

今後も、引き続き、子どもの生活に密着した市内の各施設で、子どもの読書活動を推進することが重要となります。

4 連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動に関わるさまざまな団体との連携が必要不可欠となります。これまで、家庭文庫への活動支援、読書活動ボランティアとの情報交換、団体や学校への貸出、学校図書館サポーターへの研修の実施など、交流の促進に努めてきました。

また、国、大阪府、大阪公共図書館協会の主催する研修会等にも職員が積極的に参加し、情報共有に努めました。

今後も、引き続き、子どもの読書活動に関わるさまざまな団体との連携が重要となります。

5 読書活動の状況

本市における児童・生徒の読書活動の状況については、文部科学省が令和元年（2019年）度に小学6年生と中学3年生を対象に実施した「全国学力・学習状況調査」により、また、家庭での読書活動の状況については、令和2年（2020年）度に市立図書館が実施した「子どもアンケート」「保護者アンケート」により、次のようなことがわかります。

（1）児童・生徒の読書活動の状況

文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査には、「読書は好きですか」という質問項目があります。この問いに対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合は、全国平均と比べて、小学6年生では3.9%、中学生は4.1%、本市が低くなっています。

また、平成27年（2015年）度の結果と比べると、小学6年生ではほぼ同じですが、中学3年生では3.6%増加しており、中学生の読書意欲は高まる傾向にあるといえます。

図1 小学6年生の回答結果（全国・大阪府との対比）

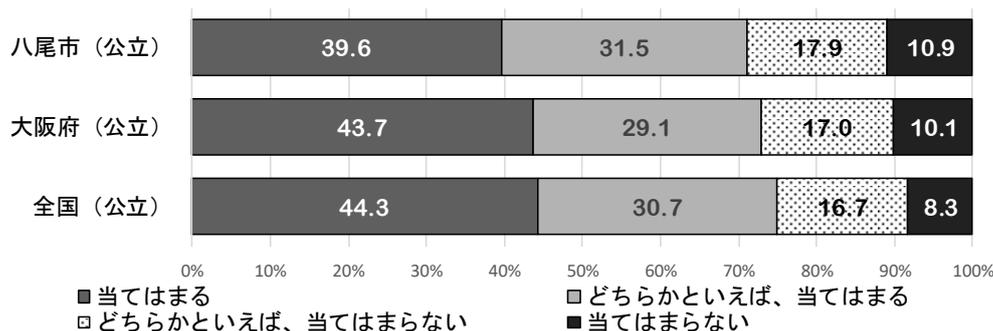


図2 小学6年生の回答結果（平成27年度との対比）

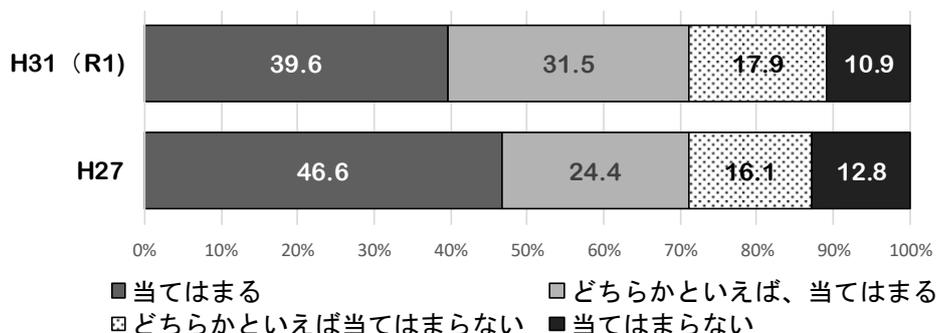


図3 中学3年生の回答結果（全国・大阪府との対比）

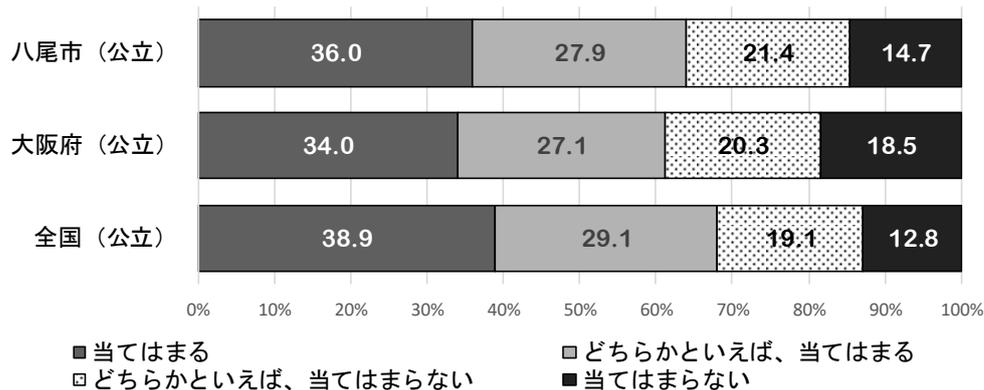
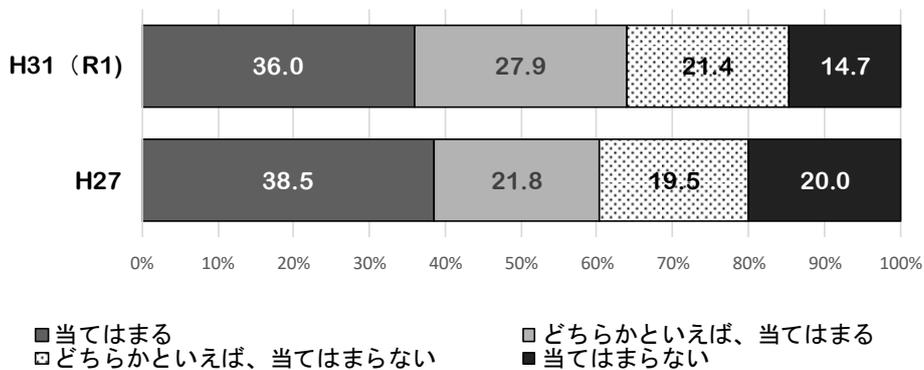


図4 中学3年生の回答結果（平成27年度との対比）



(2) 家庭での読書活動の状況

家庭での読書活動の状況を把握し、子どもの読書活動推進にかかる課題を明らかにすることを目的として、令和2年(2020年)度に「子どもアンケート」と「保護者アンケート」を実施しました。

① 子どもアンケート

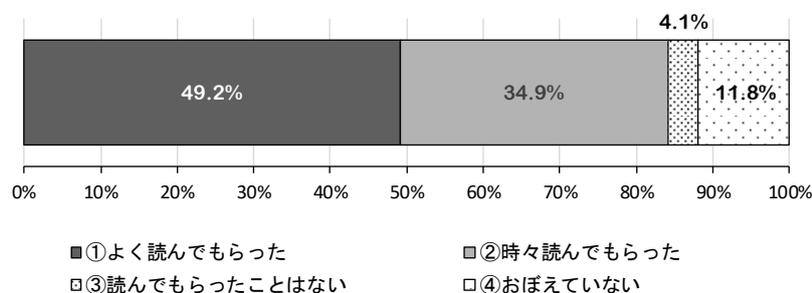
令和2年(2020年)10月1日(木)から10月25日(日)までの期間、八尾、山本、志紀及び龍華の4つの図書館において、小学生から高校生までもを対象にアンケートを実施し、小学生539人、中学生94人、高校生127人の計760人から回答を得ました。

回答の結果は、以下のとおりです(回答がなかったものについては、母数に入れずに割合を出しています。また、構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%になりません。)

問1 あなたは小さいときに家の人に本を読んでもらったことがありますか。

- ①よく読んでもらった ②時々読んでもらった
③読んでもらったことはない ④おぼえていない

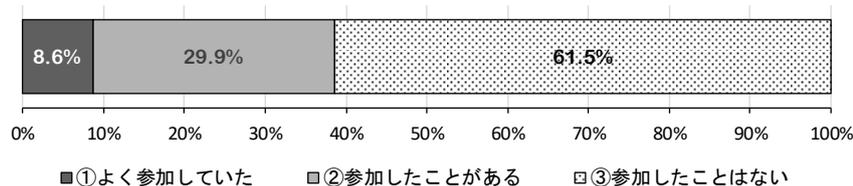
小さいときに家の人に本を「よく読んでもらった」と回答した人が49.2%で最も高く、「時々読んでもらった」と回答した人と合わせると84.1%となる。



問2 小さいときに図書館のお話会に参加したことがありますか。

- ①よく参加していた ②参加したことがある
③参加したことはない

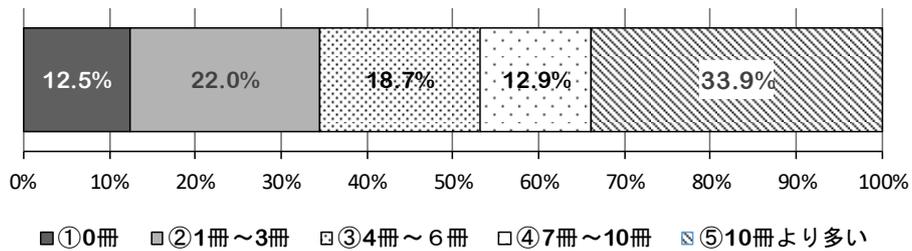
小さいときに図書館のお話会に「参加したことはない」と回答した人が61.5%で、6割を超えている。



問3 この1か月の間に何冊ぐらい本ぐらい本を読みましたか。
 (教科書、参考書、マンガ、雑誌をのぞく)

- ①0冊 ②1冊～3冊 ③4冊～6冊
 ④7冊～10冊 ⑤10冊より多い

1か月の間に読んだ本は「10冊より多い」と回答した人が33.9%で最も高く、「1冊～3冊」が22.0%でそれに続いている。

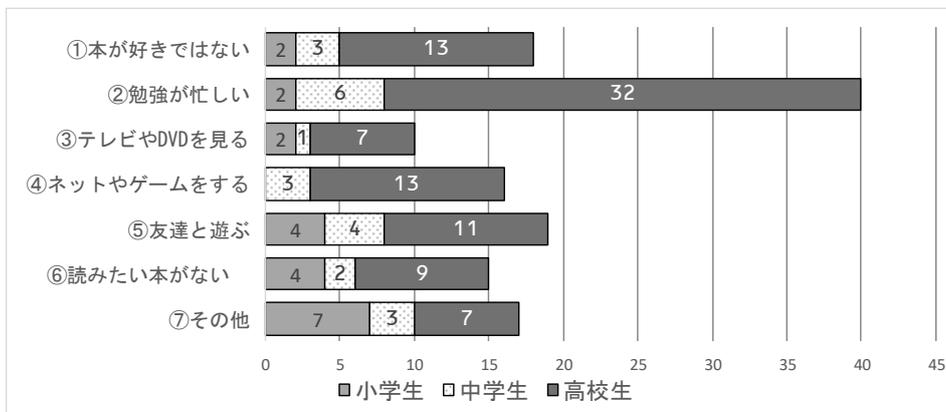


問4 3の質問で、「①0冊」と答えた人にお聞きします。

読まなかった理由を教えてください。(複数回答可)

- ①本が好きではない ②勉強が忙しい ③テレビやDVDを見る
 ④ネットやゲームをする ⑤友達と遊ぶ ⑥読みたい本がない
 ⑦その他 ()

本を読まなかった理由として、「勉強が忙しい」と回答した人が40人と最も多く、中学生、高校生で1番多い読まなかった理由となっている。



② 保護者アンケート

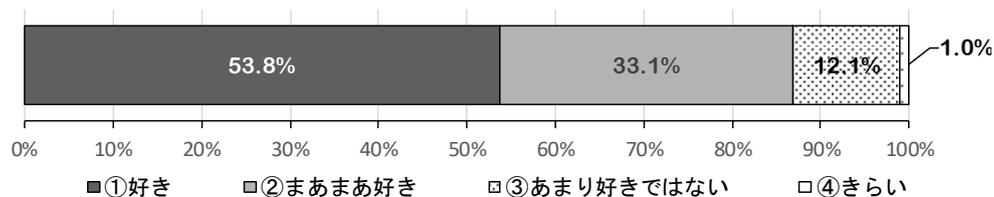
令和2年(2020年)10月1日(木)から10月25日(日)までの期間、八尾、山本、志紀及び龍華の4つの図書館において、乳幼児と一緒に来館している保護者を対象にアンケートを実施し、718人から回答を得ました。

回答の結果は以下のとおりです(回答がなかったものについては、母数に入らずに割合を出しています。また、構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%になりません。)

問1 あなたは本を読むのが好きですか。

- ①好き ②まあまあ好き ③あまり好きではない ④嫌い

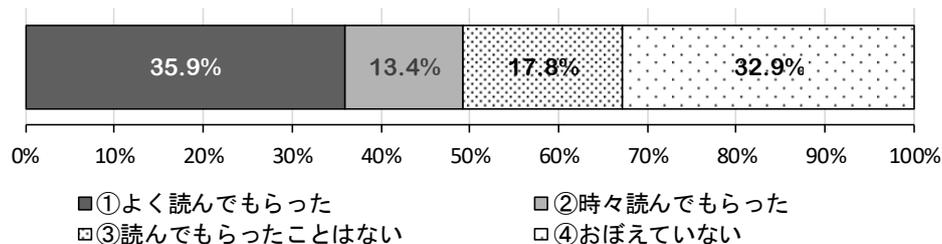
本を読むのが「好き」と回答した人が53.8%で最も高く、「まあまあ好き」と回答した人と合わせると86.9%となる。



問2 あなたは子どもの頃に、家の人に本を読んでもらったことがありますか。

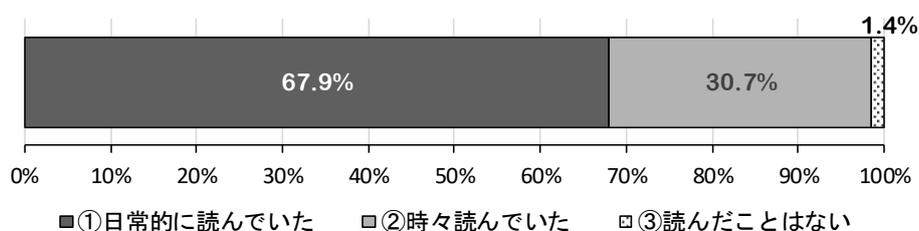
- ①よく読んでもらった ②時々読んでもらった
③読んでもらったことはない ④おぼえていない

子どもの頃、家の人に本を「よく読んでもらった」と回答した人が35.9%で最も高く、「時々読んでもらった」と回答した人と合わせると約半数となる。



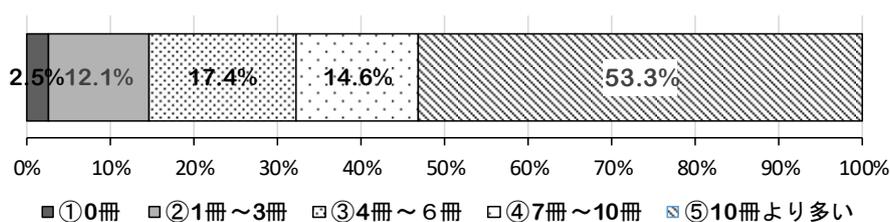
問3 あなたは子どもさんにどれぐらいの頻度で本をよんであげましたか。
 (子どもさんが小学生以上の方は学齢以前だったところでお答えください)
 ①日常的に読んでいた ②時々読んでいた ③読んだことはない

子どもに本を「日常的に読んでいた」と回答した人が67.9%で最も高く、「時々読んでいた」が30.7%でそれに続いている。



問4 あなたは子どもさんに最近1か月で何冊ぐらい本を読んであげましたか。
 (子どもさんが小学生以上の方は学齢以前だったところでお答えください)
 ①0冊 ②1冊～3冊 ③4冊～6冊 ④7冊～10冊 ⑤10冊より多い

子どもに1か月の間に読んであげた本は「10冊より多い」と回答した人が53.3%で最も高く、「4冊～6冊」が17.4%でそれに続いている。



1 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」、国の計画である「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」、大阪府の計画である「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」の内容等を踏まえ、本市のあるべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針である「八尾市第6次総合計画」や「八尾市教育振興基本計画」との整合性を図っています。

2 基本方針

本市のすべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、以下の3点を基本的な考え方として、子どもの読書活動の推進に向けた取組を行います。

(1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

乳幼児期、小学生期、中学生・高校生期、特別な支援を必要とする子どもに対して、子どもの成長や発達に応じて、楽しむ、学ぶ、調べるなど多様な目的に応じた幅広い読書活動の機会を提供します。

(2) 子どもを取り巻く読書環境の整備

家庭、地域、学校、就学前施設、市立図書館といった子どもたちの身近な場所で、いつでも魅力のある本に出合えるよう読書環境の整備を進めます。

(3) 子ども読書活動に関わる人材育成と団体との連携

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動に関わるさまざまな団体との連携が必要不可欠となります。また、市立図書館司書や、教職員、読書活動ボランティア等、読書活動に関わる人材を確保し、育成するよう努めます。

3 計画の対象

本計画の対象は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、「子ども」とは「おおむね18歳以下の者をいう。」としていることから、本計画においてもおおむね18歳以下の子どもを対象とします。

また、子どもの読書活動の推進に関わる人も対象とします。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年（2021年）度から令和10年（2028年）度までの8年間とします。

また、計画を推進するなかで、社会経済情勢等に変化がある場合や関連する計画などに変更が生じた場合などに、必要に応じて計画の内容を見直すこととします。

5 計画の目標

(1)『「読書は好きですか」の問いに対し「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答する児童・生徒の割合を全国平均以上にする』、(2)『読書活動ボランティア及び市立図書館の「おはなし会」の実施回数を240回以上にする』、(3)『市立図書館児童書蔵書数を359,000点以上にする』の3項目の達成を目標とします。

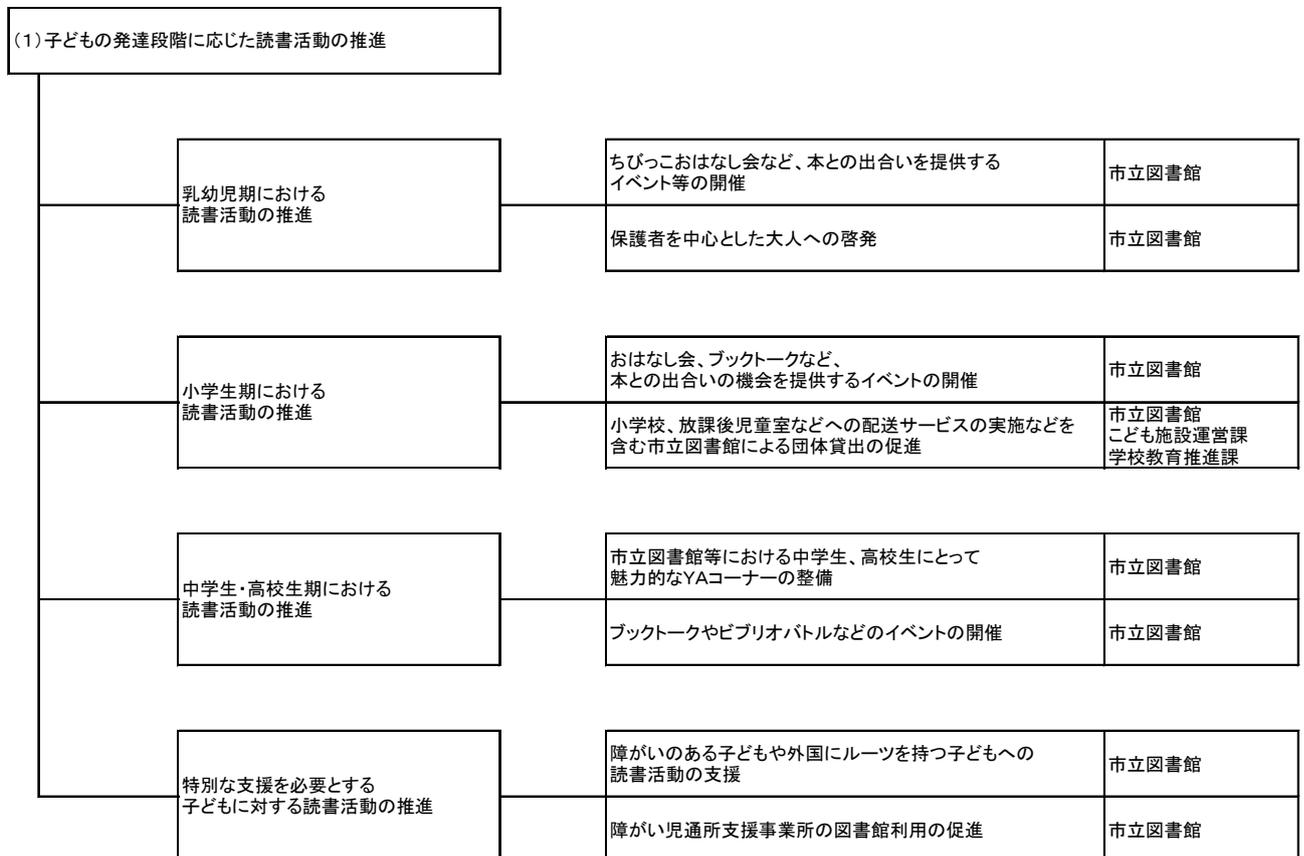
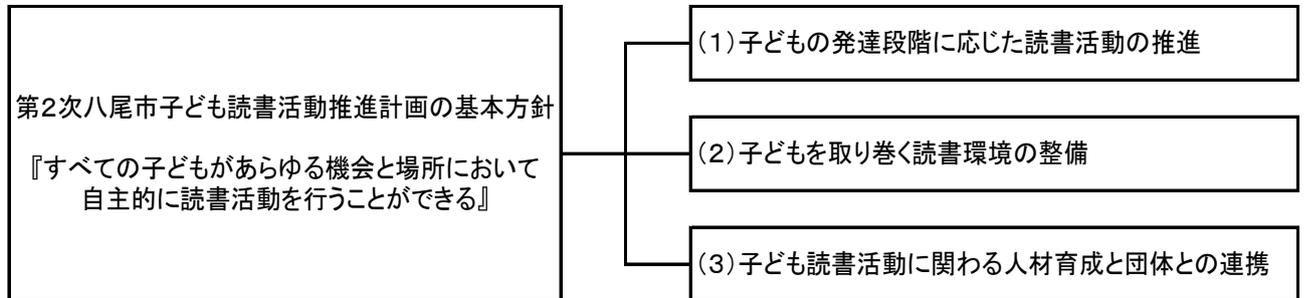
<成果指標>

指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和10年度)
1	「読書は好きですか」の問いに対し「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答する児童・生徒の割合	小学6年生 全国平均 75.0% 八尾市 71.1% 中学3年生 全国平均 68.0% 八尾市 63.9%	全国平均以上
2	読書活動ボランティア及び市立図書館の「おはなし会」の実施回数	208回/年度	240回以上/年度
3	市立図書館児童書蔵書数	277,589点	359,000点以上

6 計画の体系

本計画の体系図は、以下のとおりです。(注) 所属名は令和3年4月1日からのものです。

【計画の体系】



(2)子どもを取り巻く読書環境の整備

家庭の役割	家庭での絵本の読み聞かせ	市立図書館
	ブックリストの配布等による家庭での読み聞かせのきっかけの提供	市立図書館 健康推進課
地域の役割	地域子育て支援センターやつどいの広場、地域子育てつながりセンター等での絵本の読み聞かせなどの実施	こども総合支援課
	青少年会館、コミュニティセンター等でのイベント等の開催	青少年会館 コミュニティ政策推進課 市立図書館
就学前施設 (認定こども園・保育所(園)・幼稚園) の役割	絵本に親しむ活動の推進	こども施設運営課 保育・こども園課 市立図書館
	絵本の読み聞かせの実施	こども施設運営課 保育・こども園課 市立図書館
学校の役割	読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく取組の推進	学校教育推進課
	学校図書館の整備・充実(資料、施設、情報化、人的体制等)	学校教育推進課
市立図書館の役割	子ども向けの本の充実	市立図書館
	移動図書館による巡回	市立図書館
	えほんのひろば、おはなし会など、本との出会いを提供するイベント等の開催	市立図書館
	保護者や学校図書館関係者を対象とした講座や研修の実施	市立図書館
	団体貸出などを通じた学校や就学前施設等との連携	市立図書館
	本の魅力を発信するブックリスト、パスファインダーの作成、配付	市立図書館
	図書館に来てもらうための子ども向けイベント等の開催	市立図書館
	図書館見学や職場体験の受け入れ	市立図書館
	子ども向け広報の充実	市立図書館
	「子ども読書の日」「読書週間」の普及	市立図書館

(3)子ども読書活動に関わる人材育成と団体との連携

市立図書館司書の専門性の向上	市立図書館
読み聞かせ、紙芝居づくり、人形劇サークルなどの読書活動ボランティアとの連携	市立図書館

第4章 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

子どもが読書に興味を持ち、生涯にわたって読書を楽しむ習慣を身に付けるためには、乳幼児期から小学生期、中学生期、高校生期へと子どもの成長や発達に応じた読書活動が行われることが大切であり、それぞれの段階で本に親しめる環境を整備していくことが重要となります。

1 乳幼児期における読書活動の推進

幼い子どもにとって、絵本や物語を読んでもらう体験は、自分の知らない世界に対する興味や関心を広げるために大切です。また、様々な体験を通じて想像力や言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。さらに、読み聞かせをしてもらうことで、本を読んでもくれる人からの愛情を感じることができます。

乳幼児が絵本や物語などに親しむことの重要性を保護者に知ってもらい、ちびっこおはなし会での絵本の読み聞かせなど、保護者や乳幼児の身近な場所で本の楽しさに触れる機会をつくっていくことを通じて、身近な場所に本がある環境づくりと読み聞かせの推進に取り組むことが求められます。

<主な取組>

- ・ちびっこおはなし会など、本との出会いを提供するイベント等の開催
- ・保護者を中心とした大人への啓発 など

2 小学生期における読書活動の推進

小学生期の子どもは、生涯にわたる読書習慣を身に付けていくために、幅広く読書を楽しみながら、内容や要旨をとらえるなど基本的な読む能力を身に付けるとともに、読書を通じて考えを広げたり深めたりしようとする態度を身に付けていくことが望まれます。

そのためには、学校や家庭を中心として、子どもが「本を読んで面白かった」、「本が役に立った」という経験ができるような取組を地道に行うことが重要となります。子どもの興味や目的に合った魅力的な本と出合えるような読書環境づくりや幅広い分野の本を紹介していく取組を進める必要があります。

<主な取組>

- ・おはなし会、ブックトークなど、本との出会いの機会を提供するイベントの開催
- ・小学校、放課後児童室などへの配送サービスの実施などを含む市立図書館による団体貸出の促進 など

3 中学生・高校生期における読書活動の推進

中学生・高校生期は、多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。また、自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。

しかし、この時期は、興味や関心、活動範囲が広がることにより、読書から遠ざかりがちになりやすい時期でもあります。

そのため、子どもの読書意欲を喚起し、幅広く読書する態度を育くむため、ブックトークやビブリオバトル（書評合戦）等の導入など、生徒のこれまでの読書活動との関わりや段階を踏まえながら、取組を進めることが大切です。

<主な取組>

- ・市立図書館等における中学生、高校生にとって魅力的なYAコーナーの整備
- ・ブックトークやビブリオバトルなどのイベントの開催 など

4 特別な支援を必要とする子どもに対する読書活動の推進

障がいのある子ども向けに、点字資料、録音資料、デージー資料等、障がいの特性に配慮された図書資料を収集するなど、読書活動を支援します。

また、外国語で書かれた本を収集するなど、外国にルーツを持つ子どもへの読書活動を支援します。

さらに、放課後等デイサービス等の障がい児通所支援事業所に対する団体貸出など、利用の促進に向けた取組を推進します。

<主な取組>

- ・障がいのある子どもや外国にルーツを持つ子どもへの読書活動の支援
- ・障がい児通所支援事業所の図書館利用の促進 など

第5章 子どもを取り巻く読書環境の整備

子どもが読書に興味を持ち、生涯にわたって読書を楽しむ習慣を身に付けるためには、家庭、地域、就学前施設、学校、市立図書館等が互いに協力し、補完し合いながら、子どもの読書環境づくりに取り組んでいくことが重要となります。

1 家庭の役割

子どもの読書活動は、日常生活の中で身近な大人から影響を受けて習慣化していくことから、家庭が大きな役割を担っています。

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく、第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画では、「子供にとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子供の読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められている。」と明記されています。

乳幼児期の家庭での読み聞かせなどは、子どもの読書習慣づくりのために非常に大切であり、ブックリストの配布のような取組は、家庭で魅力的な本と出合うきっかけとなります。

<主な取組>

- ・家庭での絵本の読み聞かせ
- ・ブックリストの配布等による家庭での読み聞かせのきっかけの提供 など

2 地域の役割

学校、家庭だけでなく地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することで、子どもの読書環境は大きく広がります。

在宅で子育てをされている家庭に対し、地域子育て支援センターやつどいの広場、地域子育てつながりセンターなどの子育て支援事業で、おはなし会等の本に親しむ機会を提供することは大切です。また、青少年会館やコミュニティセンター等において、読書の面白さや楽しさを発見できるイベント等を開催したりすることにより、子どもが本とふれあえる場や機会を提供することは、身近な読書環境づくりの進展につながります。

<主な取組>

- ・地域子育て支援センターやつどいの広場、地域子育てつながりセンター等での絵本の読み聞かせなどの実施
- ・青少年会館、コミュニティセンター等でのイベント等の開催 など

3 就学前施設（認定こども園・保育所（園）・幼稚園）の役割

乳幼児期の子どもが読書の楽しさを知ることができるよう、就学前施設には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。

子どもが興味を持つ本、発達段階に応じた本に出合う機会を提供するために、絵本の読み聞かせといった絵本に親しむ活動の推進に取り組むことは大切です。

<主な取組>

- 絵本に親しむ活動の推進
- 絵本の読み聞かせの実施 など

4 学校の役割

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。

学校においては、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、学習指導要領の趣旨も踏まえ、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが必要です。

また、学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ること等も踏まえ、学校において欠くことのできない基礎的な設備として学校図書館の整備充実を図ることが重要となります。

<主な取組>

- 読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく取組の推進
- 学校図書館の整備・充実（資料、施設、情報化、人的体制等） など

5 市立図書館の役割

市内には八尾、山本、志紀及び龍華の4つの図書館があります。また、移動図書館が市内21か所に巡回しており、図書館から離れた地域に住む子ども等、より多くの子どもに読書の機会を提供することを可能にし、子どもやその保護者の視点に立ったきめ細やかなサービスに取り組み、市内全域で図書館を利用できるようにすることが大切です。

また、市立図書館では、子どもの読書活動を推進するための取組として、子ども用図書の充実、「えほんのひろば」「おはなし会」など本との出会いを提供するイベント等の開催、保護者や学校図書館関係者を対象とした講座や研修の実施、団体貸出などを通じた学校や就学前施設等との連携が求められています。

具体的には、乳幼児期から小学生、中学生、高校生まで、対象年代に応じた閲覧コーナーの設置や、本の魅力について、ブックリストやパスファインダーなどを用い、子どもの発達段階に応じて工夫しながら、常に新しい情報を提供していくことが必要です。特に、自主的に本を読むことが習慣づいていない子どもに対しては、読み聞かせ等のおはなし会、ワークショップなど、図書館に来てもらうための工夫を行うことも必要です。

また、近年のICTの技術の進展に伴い普及しつつある電子書籍や商用データベース等の活用の検討も必要です。

さらに、子ども向け広報の充実や、「子ども読書の日」「読書週間」の普及活動も重要となります。

<主な取組>

- ・子ども向けの本の充実
- ・移動図書館による巡回
- ・えほんのひろば、おはなし会など、本との出会いを提供するイベント等の開催
- ・保護者や学校図書館関係者を対象とした講座や研修の実施
- ・団体貸出などを通じた学校や就学前施設等との連携
- ・本の魅力を発信するブックリスト、パスファインダーの作成、配付
- ・図書館に来てもらうための子ども向けイベント等の開催
- ・図書館見学や職場体験の受け入れ
- ・子ども向け広報の充実
- ・「子ども読書の日」「読書週間」の普及 など

第6章 子ども読書活動に関わる人材育成と団体との連携

子どもの読書活動を推進するためには、市立図書館司書や、教職員、読書活動ボランティアなど読書活動に関わる人材を確保し、育成することが大切です。

また、その人材や団体が相互に相談・連携できる関係を築いていくことが必要であり、それぞれの施設や団体が提供するサービスの状況や課題を共有しながら、子ども読書活動を進めていくことが重要です。

<主な取組>

- 市立図書館司書の専門性の向上
- 読み聞かせ、紙芝居づくり、人形劇サークルなどの読書活動ボランティアとの連携 など

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「子どもアンケート」 集計結果

(実施期間) 令和2年(2020年)10月1日(木)から10月25日(日)まで
 (実施場所) 八尾図書館、山本図書館、志紀図書館及び龍華図書館
 (対象者) 小学生から高校生まで
 (回答者数) 小学生539人、中学生94人、高校生127人の計760人

1 あなたは小さいときに家の人に本を読んでもらったことがありますか

	小学生	中学生	高校生	合計
①よく読んでもらった	273	41	60	374
②時々読んでもらった	185	32	48	265
③読んでもらったことはない	14	8	9	31
④おぼえていない	67	13	10	90
合計	539	94	127	760

2 小さいときに図書館のお話会に参加したことがありますか。

	小学生	中学生	高校生	合計
①よく参加していた	50	5	10	65
②参加したことがある	163	22	41	226
③参加したことはない	322	66	76	464
無回答	4	1	0	5
合計	539	94	127	760

3 この1か月の間に何冊ぐらい本ぐらい本を読みましたか。

(教科書、参考書、マンガ、雑誌をのぞく)

	小学生	中学生	高校生	合計
①0冊	23	13	59	95
②1冊～3冊	70	41	56	167
③4冊～6冊	118	17	7	142
④7冊～10冊	87	9	2	98
⑤10冊より多い	241	14	3	258
合計	539	94	127	760

- 4 3の質問で、「①0冊」と答えた人にお聞きします。
読まなかった理由を教えてください。（複数回答可）

	小学生	中学生	高校生	合計
①本が好きではない	2	3	13	18
②勉強が忙しい	2	6	32	40
③テレビやDVDを見る	2	1	7	10
④ネットやゲームをする	0	3	13	16
⑤友達と遊ぶ	4	4	11	19
⑥読みたい本がない	4	2	9	15
⑦その他	7	3	7	17
合計	21	22	92	135

※⑦その他の回答理由

- ・アルバイトや部活などで忙しくて時間がないから
- ・漫画を見るから
- ・コロナがこわいから など

「保護者アンケート」 集計結果

(実施期間) 令和2年(2020年)10月1日(木)から10月25日(日)まで
 (実施場所) 八尾図書館、山本図書館、志紀図書館及び龍華図書館
 (対象者) 乳幼児と一緒に来館している保護者
 (回答者数) 718人

1 あなたは本を読むのが好きですか。

①好き	386
②まあまあ好き	238
③あまり好きではない	87
④きらい	7
合計	718

2 あなたは子どもの頃に、家の人に本を読んでもらったことがありますか。

①よく読んでもらった	258
②時々読んでもらった	96
③読んでもらったことはない	128
④おぼえていない	236
合計	718

3 あなたは子どもさんにどれぐらいの頻度で本を読んであげましたか。
(子どもさんが小学生以上の方は学齢以前だったところでお答えください)

①日常的に読んでいた	487
②時々読んでいた	220
③読んだことはない	10
無回答	1
合計	718

- 4 あなたは子どもさんに最近1ヶ月で何冊ぐらい本を読んであげましたか。
(子どもさんが小学生以上の方は学齢以前だったところでお答えください)

①0冊	18
②1冊～3冊	87
③4冊～6冊	125
④7冊～10冊	105
⑤10冊より多い	382
無回答	1
合計	718

八尾市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、八尾市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を改定するに当たり、八尾市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の改定に関すること
- (2) その他推進計画の改定について必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、八尾市立八尾図書館長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、八尾市立八尾図書館において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行し、計画の改定をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

人権文化ふれあい部コミュニティ政策推進課長
健康まちづくり部健康推進課長
こども未来部こども施設課長
こども未来部子育て支援課長
こども未来部青少年課長
八尾市立安中青少年会館長
八尾市立八尾図書館長
学校教育部指導課長

第2次八尾市子ども読書活動推進計画

令和3年（2021年）3月 発行

発行 八尾市立八尾図書館

〒581-0003

大阪府八尾市本町二丁目2番8号

電話 072-993-3606

FAX 072-923-2937

刊行物番号 R2—256